

政令第 号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十条第一項、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第四項第三号及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十五条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十九条の十八第一項」を「第十九条の二十第一項」に改める。

第七条第二項中「特例」の下に「（次項において単に「都市計画等の特例」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 都市計画等の特例の対象となる関連公共公益施設整備事業（都市再生事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業をいう。）に係る当該都市再生事業についての法第二十条第一項の

政令で定める規模は、〇・五ヘクターとする。

第十一条の見出し及び第十二条の見出し中「都市再生事業」を「都市再生事業等」に改める。

第二十四条中「第八十一条第十項」を「第八十一条第十四項」に改める。

(建築基準法施行令の一部改正)

第二条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四百四十四条の五を削り、第四百四十四条の六を第四百四十四条の五とする。

(都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正)

第三条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令(昭和四十一年政令第二百二十二号)の一部を次のように

改正する。

第十九条の見出し中「土地区画整理事業」を「土地区画整理事業等」に改め、同条中「第一条第四項第

二号」の下に「及び第三号」を加える。

第二十条の見出し中「土地区画整理事業」を「土地区画整理事業等」に改め、同条中「第一条第四項第

二号」の下に「及び第三号」を加える。

第二十一条及び第二十二条中「第一条第四項第三号」を「第一条第四項第四号」に改める。

第二十三条中「第一条第四項第四号の」を「第一条第四項第五号の」に改め、同条第一号イからハまでの規定中「第一条第四項第四号イ」を「第一条第四項第五号イ」に改める。

第二十四条中「第一条第四項第四号」を「第一条第四項第五号」に改める。

第三十条第五号中「第四項第四号」を「第四項第五号」に改める。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第四条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十三号中「及び第七十三条第二項」を「第七十三条第二項及び第百九条の二第三項」に改める。

附 則

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月十五日)から施行する。

理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市計画等の特例の対象となる関連公共公益施設整備事業に係る都市再生事業の規模を定める等都市再生特別措置法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。